

大分県報

令和六年
第五七〇号
十二月二十日

（金曜日）

目次

告示 示

大分県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部改正……………

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………

告示 示

大分県告示第五百七十二号

大分県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成八年大分県告示第五百八十五号）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月二十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

第二条第五項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則

この要綱は、令和七年六月一日から施行する。

選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第五十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八

十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和六年十二月十四日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和六年十二月二十日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一八、五九五人
- 二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二一六、二一六人
- 三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市	一三一、六一七人
別府市	三一、〇五四人
津门市	二二、二五二人
中津市	一七、〇六二人
日田市	一八、七六三人
佐伯市	一〇、一七八人
白杵市	四、五二一人
津久見市	

令和六年十二月二十日

大分県報（告示・選管委告示）

令和六年十二月二十日

大分県報（選管委告示）

竹田市	五、五七五人
豊後高田市	五、九六〇人
杵築市	七、六〇三人
宇佐市	一四、六五六人
豊後大野市	九、三七四人
由布市	九、二七三人
国東市・姫島村	七、八九一人
日出町	七、七三五人
九重町・玖珠町	六、四〇〇人